

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十八号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一・二五」を「一」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十六年十月一日から施行する。